

検査等業務管理委員会要領

(設置)

第1条 この要領は、新潟市食品衛生検査業務管理要綱（以下「要綱」という。）第9条に基づき設置された検査等業務管理委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営及びその他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 保健所の所長
- (2) 要綱別表第1に規定する検査部門責任者
- (3) 要綱別表第2に規定する信頼性確保部門責任者
- (4) 前各号に掲げる者のほか委員長が特に必要があると認める者

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、保健所の所長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数及び信頼性確保部門責任者が出席しなければ開催できないものとする。
- 3 委員会の会議は、原則として年1回開催するものとする。

(審議事項)

第5条 委員会は、要綱に係る次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 内部点検の結果
- (2) 精度管理の結果
- (3) 外部精度管理調査の結果
- (4) その他信頼性を確保するために必要な事項

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健所食の安全推進課において処理するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。